

普天間飛行場代替施設関連経費に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年四月五日

参議院議長 扇千景殿

糸數慶子

Q

Q

普天間飛行場代替施設関連経費に関する質問主意書

本年三月一六日、那覇防衛施設局は、普天間飛行場の辺野古沖への移設に関するボーリング地質調査等の業務委託契約を解除した。解除された契約の内容は、地質調査が四件・海象調査が一件の計五件で、受注業者は四社であり、その契約額は約八億四〇〇〇万円であるという。

しかし、この四社は、契約額を大幅に上回る作業があつたとし、防衛施設庁に対し新たな請求額を提示したと聞く。これに基づき、防衛施設庁との間で支払いをめぐる協議が行われたが、平成一七年度末までに協議は成立しなかつたとされている。

この問題については、国の会計手続き上不明確な点があるため、まず事実を確認し、受注業者の新たな請求額等を明らかにすることによつて真相を明らかにする必要性がある。

そこで、以下質問する。

- 一 防衛施設庁に対する受注業者四社からの新たな請求額を明らかにされたい。
- 二 現在までの防衛施設庁と受注業者四社との協議内容を明らかにされたい。

- 三 防衛施設庁は本年三月三一日付で、受注業者に対し、当初契約額の八億四〇〇〇万円以上は支払わない

と通告したとされるが、支払わないとした根拠を示されたい。

四 受注業者は法的措置を念頭に置き支払いを求めているとされるが、これに対する防衛施設庁の今後の対応策について具体的に明らかにされたい。

五 今回の契約に関して、国の会計手続き上等での防衛施設庁の責任について、明確な見解を示されたい。
右質問する。